

はしがき

社会保障は生活保障を目的になされる社会的支援の総体として、生成、発展してきた。人々が遭遇する多様な困難は、その時代、社会によって異なり、社会保障もそれに応じて変遷を遂げてきた。17世紀の救貧法制を公的扶助へと引き上げ、19世紀の労働保険を社会保険へと展開し、それらを統合する形で社会保障は形成され、その適用範囲を拡大してきた。

21世紀に入り、社会生活は大きく変化した。科学技術の進歩はそれにより恩恵を受け利益を得る層と、それにより、より一層厳しい剥奪を受ける層とを分断した。人々の生活の基盤をなす労働は、インターネットの普及、グローバルゼーションにより分散化、個別化した。社会生活に影響を及ぼす自然条件は、人間の経済活動がもたらした地球温暖化と、地殻変動の活性期を迎えたことにより、より厳しいものになり、自然災害は激甚化した。このような労働と自然条件の変化は相互に影響しあい、社会保障が対象としなければならない事象にも大きな変化をもたらし、困難の拡大・多様化、深化をもたらしている。

このような状態で社会保障はその真価が問われ、社会保障の枠組みや個別領域での再検討が求められている。

本書は以上のような問題関心から、社会保障の枠組みと法体系と、個別領域についての再検討を試みた。そして2001年に発表された河野正輝教授の目的別体系論を分析、検討の基軸に置いた。目的別体系論は、学界において最も新しい体系論で、21世紀を視野において提唱されたものであり、現代の課題を検証し将来を展望するという本書の意図に最も適合しているからである。

本書第1部は「目的からみる社会保障法」として、目的別体系論を軸に、社会保障の範囲や目的別体系論を更に展開し考えられる課題を模索した。第2部は「社会変動と社会保障法の展開」として、社会保障法の個別領域でわれわれが取り組まねばならない課題に検討を加えた。

河野正輝教授は本年7月に傘寿を迎えられる。教授は1960年、九州大学に入

学されると教養部で奥田八二教授（社会思想）の警咳に接し、法学部進学後は林迪廣教授（労働法）の薫陶を受けられた。フランスにおける団結権について修士論文を執筆し大学院修士課程を修了されるとただちに岡山大学法文学部に助手として着任され、実質的な研究活動をスタートされた。岡山大学で講師、助教授、教授をつとめられ、1987年に教授として九州大学法学部に迎えられた。九州大学退官後は、熊本学園大学社会福祉学部で教授として教鞭をとられた。

教授は当事者の声を聞き取り直面している課題を吸い上げ、それを研究課題とするという姿勢でその研究、教育、社会活動を通じて一貫して社会保障法における当事者の権利確立に取り組まれてきた。「併給調整の法理」、「発達障害論」、「目的別体系論」、「障害法」はその成果の一端である。本書は教授の指導を受けた者、大学の同僚、特に縁の深い者によってその学恩に少しでも報いるべく執筆された。

なお出版事情の悪い中、本書の出版を引き受けていただいた法律文化社に御礼申し上げます。

河野正輝教授のますますのご健勝を祈念いたします。

2022年6月

執筆者を代表して

山田 晋
西田和弘
石田道彦
平部康子
丸谷浩介